

**名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）
実施計画
【概要版】**

**令和4年3月
名護市**

はじめに



名護市は、「あけみおのまち・名護」に象徴される通り、美しい湾や緑深い山を有する山紫水明の地です。「あけみお」は、開けゆく無限の可能性を秘め、未来に向けて発展していくことへの願いが込められた言葉でもあります。

未来に向けた発展の糸口として、名護湾沿岸の活性化は、本市にとって長年の悲願です。この悲願の達成に向けて、本市ではこれまで、名護湾沿岸基本構想（令和2年3月）及び名護湾沿岸基本計画（令和3年3月）を策定しました。

名護湾沿岸基本構想は、名護湾沿岸を対象とし、市民が楽しめる空間づくりを重要な目標としつつ、市民と来訪者で賑わう地域を目指していくことを示しています。また、名護湾沿岸基本計画は、「名護漁港周辺エリア」及び「21世紀の森公園エリア」について、エリア別のコンセプトや整備イメージ等を示しています。

これらの構想・計画を受けて策定する名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画は、中心市街地を含めた名護漁港周辺エリアについて、活性化に向けた、より具体的な整備計画を明らかにするものです。

近年の社会情勢に目を向けると、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活や市内経済に大きな影響を与えていますが、この脅威を乗り越えた先に、市民が安全・安心に楽しめるまちを見据え、着実にまちづくりを進めていくことが必要です。また、少子高齢化への対応やSDGsの達成への寄与、低炭素社会の実現、テクノロジーの急速な進展への対応など、様々な課題への対応も求められています。

本土復帰を果たしてから50年の節目を迎える本年は、沖縄県においても「新たな振興計画」が策定され、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すことが示されています。

本計画の策定にあたっては、こうした社会情勢の変化や国・県の動向、関連する市のまちづくりの動向等を踏まえつつ、常に実行と改善を繰り返しながら、多様な関係者との連携を深め、目標の実現に向かって取り組んでいくことが重要と考えています。

本計画の推進により、未来に向けて発展し続ける名護の土台をしっかりとしたものにし、市民の豊かな暮らしの実現、ひいては北部全体の発展につながるよう、努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、多くの議論を重ねていただいた有識者懇談会の皆様、関係者・関係団体の皆様に、厚く御礼申し上げますとともに、本計画の達成に向けて今後ともなお一層のご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月
名護市長 渡具知 武豊

目次

1. 計画策定の背景と目的	1
1.1 背景	1
1.2 目的	1
1.3 対象エリア.....	2
1.4 実施計画の位置づけ	3
2. 前提条件の整理	4
3. 対象エリアの現状と課題	5
4. 対象エリアの方向性	6
4.1 対象エリアのブランド	6
4.2 ターゲット.....	7
4.3 ブランディングを通して目指すこと.....	7
5. 対象エリアの整備計画	8
5.1 まちづくりの基本的な考え方	8
5.2 土地利用計画	9
5.3 交通結節点の計画	16
5.4 空間配置イメージ	19
5.5 建築物のデザインイメージ	22
5.6 実現化方策（事業手法等の検討）	24
5.7 ロードマップ.....	25
5.8 計画の推進体制	26
5.9 計画の進行管理	27
5.10 計画の目標設定	28

1.計画策定の背景と目的

1.1 背景

本市では、名護湾沿岸の魅力をいっそう高めることで、まちの賑わいを生み出し、市民の暮らしの魅力向上や滞在の促進、市街地の賑わい創出の起爆剤とすることを目指し、名護湾沿岸のまちづくりに取り組んでいます。

令和元年度には、名護湾沿岸基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、名護湾沿岸の将来像を明らかにしました。その中では、市民が楽しめる空間づくりを重要な目標としつつ、市民が楽しむ姿に来訪者も惹きつけられ、市民と来訪者で賑わう地域を目指すことを決めました。

基本構想を受けて、令和2年度に策定した名護湾沿岸基本計画（以下「基本計画」という。）では、基本構想でゾーニングされた2つのエリアについて、エリア別のコンセプトや整備イメージ、ロードマップ等を明らかにしました。このうち、「21世紀の森公園周辺エリア」については、「誰もが“健幸”になれる、海と陸のスポーツ&レクリエーション拠点」をコンセプトとし、短期的な取組として、官民連携による公園の魅力向上に向けた実証実験等を位置づけ、次年度から具体的な取組を進めるための道筋ができました。その一方、名護漁港を中心とする「名護漁港周辺エリア」については、「まちなかの賑わいを生み出す、やんばるの生活・観光拠点」をコンセプトとし、長期的なまちづくりを見据えて、既存の公共施設の機能配置や、中心市街地のまちづくりについて検討していくこととしており、具体的なまちづくりの計画はこれからです。

今後は、「名護漁港周辺エリア」について、基本計画で示した整備イメージを実現するため、具体的なまちづくりの計画を明らかにしていくことが求められています。

1.2 目的

「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」（以下「実施計画」という。）は、基本計画においてゾーニングされた「名護漁港周辺エリア」（以下「対象エリア」という。）について、基本計画に示された方向性を基本としつつ、着実な事業の推進を図るため、対象エリアを明らかにするとともに、まちづくりの方向性や、具体的な取組を明らかにすることを目的として策定します。

事業の推進を通して、市民が楽しめる空間・来訪者を惹きつける空間をつくり、賑わいを生み出し、将来にわたり持続可能で住み続けたいくなる中心市街地を目指します。

1.3 対象エリア

対象エリアは以下に示す通り、名護漁港及び、名護漁港に隣接する中心市街地（約 45ha）とします。

これは、平成 16 年 3 月に策定された「名護市中心市街地活性化基本計画」における中心市街地活性化区域（約 63.1ha）のうち、賑わいの核となるポテンシャルが高いと考えられる名護漁港及び名護十字路を中心とした、一団の範囲です。建物が老朽化した密集市街地でもあり、これらの改善に集中的に取り組むことで、整備効果の早期発現と、周辺エリアへの波及を狙います。

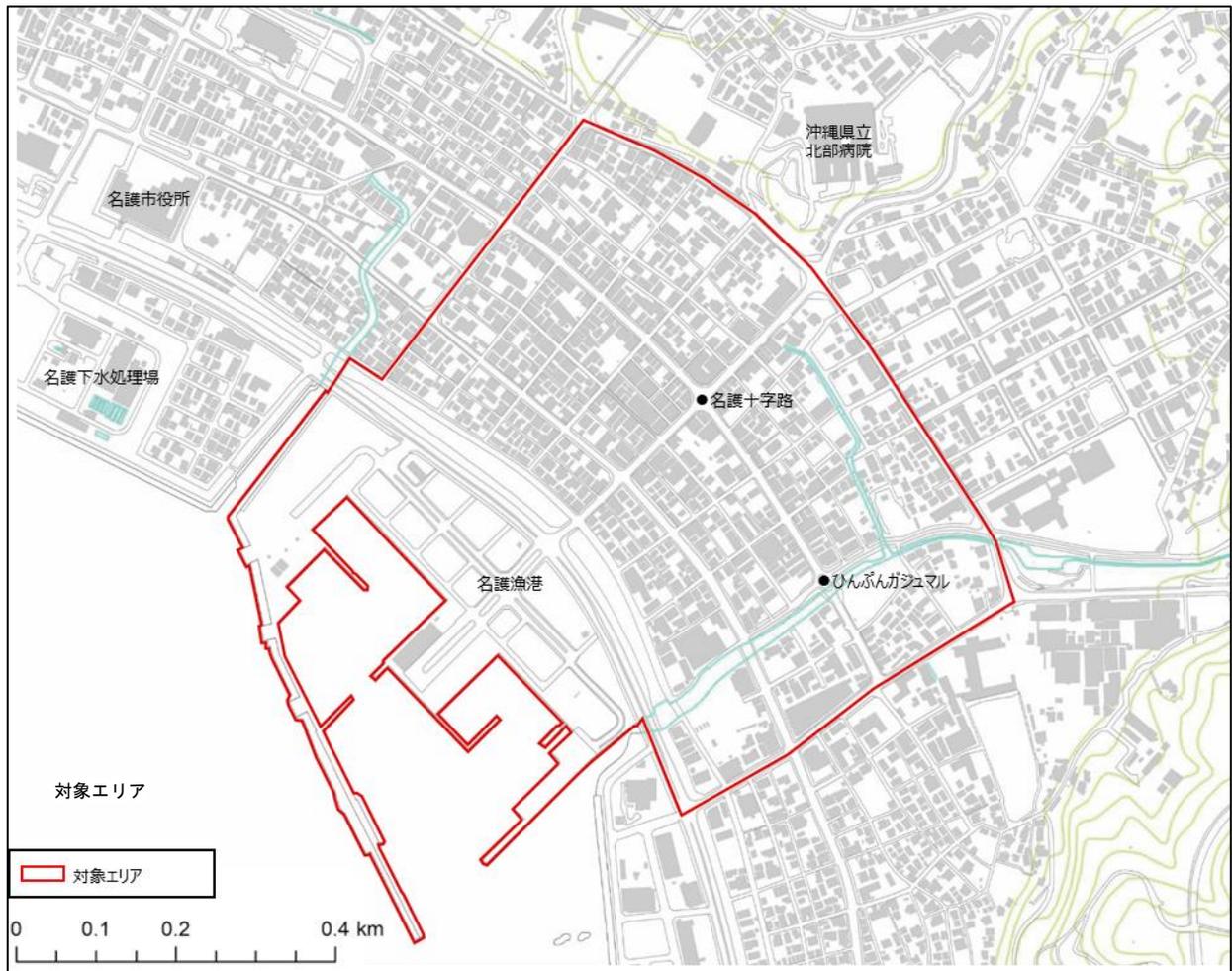


図 1-1 対象エリア

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

1.4 実施計画の位置づけ

実施計画は、昨年度までに策定した基本構想及び基本計画を具体化するものであり、本市の最上位計画である「名護市総合計画」を踏まえつつ、都市計画マスタープランやその他の各分野別計画とも整合を図り、策定するものです。

名護漁港及び中心市街地を対象とした施策の展開により、総合計画で掲げられた市の将来像の実現を目指します。

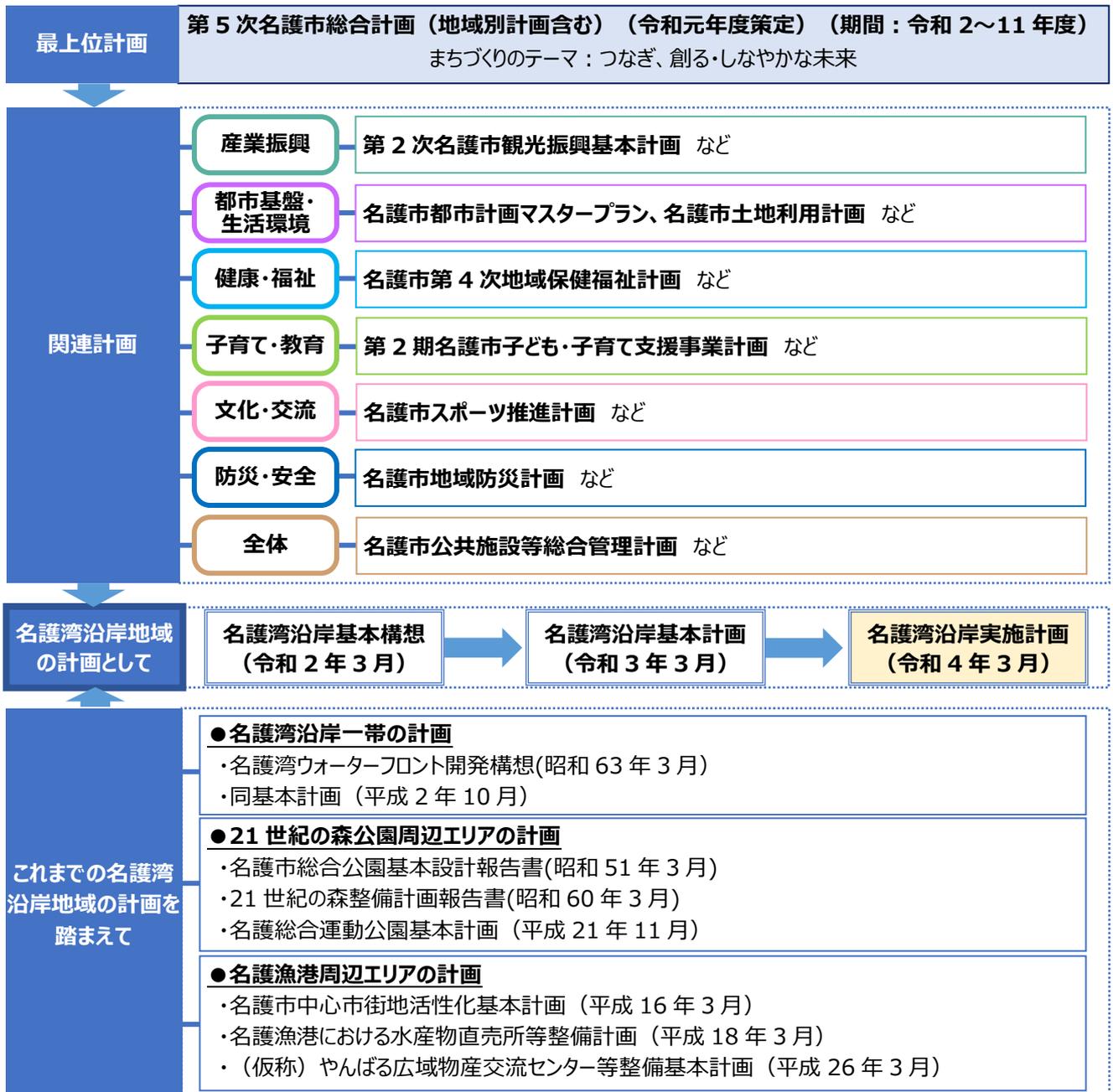


図 1-2 実施計画の位置づけ

2.前提条件の整理

基本構想・基本計画における対象エリアの位置づけは、以下の通りです。

【名護湾沿岸基本構想】

■コンセプト

海をまるごと堪能できる名護湾沿岸～海を楽しみ、海を味わい、海を眺め、海で憩う～

■目標

市民が楽しめる空間

市民と来訪者の交流で
にぎわう空間

来訪者を惹きつける空間

方針 1：名護湾のある豊かな
暮らしの実現

方針 2：誰もが快適に過ごせる
サステイナブルなまちづくり

方針 3：来訪者を惹きつける魅力づくり

【名護湾沿岸基本計画】※対象エリアに該当する部分を抜粋

■エリアコンセプト（名護漁港周辺エリア）：

まちなかの賑わいを生み出す、やんばるの生活・観光拠点
～市民の生活利便性を高め、来訪者が観光地を巡る拠点となる～

■コンセプトの実現に向けた戦略：

【市街地活性化】まちなかの資源を活かし、名護湾沿岸と連携することで中心市街地を活性化させる。

【生活・観光拠点の形成】名護湾沿岸へのアクセス手段と市内の回遊手段の充実により、生活拠点及びやんばるの観光拠点としての地位を確立する。

■ロードマップ ※短期・中期・長期のうち、対象エリアの短期のみを抜粋

対象エリアの整備項目として、大きく「交通結節点」、「物産拠点」、「中心市街地（まちづくり）」を位置づけている。

項目	No.	整備内容等	主な実施主体	市担当課	現年度 令和2年度 (2020)	短期				
						1年目 令和3年度 (2021)	2年目 令和4年度 (2022)	3年目 令和5年度 (2023)	4年目 令和6年度 (2024)	5年目 令和7年度 (2025)
						交通結節点	12	市内の回遊手段の充実 ・コミュニティバスの運行	名護市	企画政策課
	13	広域観光情報発信施設の整備	名護市	企画政策課	設計・施工	供用				
	14	高速船乗降場（浮桟橋）の整備	名護市	企画政策課			設計・施工		供用	
	15	交通結節機能の充実 ・鉄軌道ターミナルの整備 ・市内外への移動手段の充実 ・駐車場の整備 など	名護市/民間	振興対策室					施設整備（	
物産拠点	16	物産拠点の整備 ・やんばるの名産品が揃う物産・飲食施設 ・魚食の振興施設 など	名護市/民間	振興対策室 農林水産課		名護漁港・ 中心市街地 のまちづくり 検討（国道 58号移設を 含む）	事業手法検討及び関係機関調整、 住民説明等		施設整備（	
中心市街地	17	名護漁港と連携したまちづくり （国道58号移設を含む）	名護市/沖縄 県/国	振興対策室 都市計画課		都市計画マスタープラン改定		計画期間（10年間）	事業計画 策定	
漁業体験	18	漁業体験の充実 ・セリ市場の疑似体験 ・小型定置網体験 など	名護市/民間	振興対策室 農林水産課			実証実験を通じた実施スキーム等の検討・プログラム化			

図 2-1 基本構想・基本計画における対象エリアの位置づけ

3.対象エリアの現状と課題

対象エリアの現状と課題は以下の通りです。

表 3-1 対象エリアの現状と課題（概要）

項目	現状と課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> 対象エリアの人口（城一丁目、城二丁目、大中一丁目、大東一丁目を対象範囲として集計）は、国勢調査結果によると、令和2年現在 1,672 人で、平成 12 年と比較すると 7 割程度に減少しています。 対象エリアにおいては、65 歳以上の高齢者の数及び割合（高齢化率）は増加傾向にあり、令和 2 年現在の高齢化率は 30.0%です。
土地・建物	<ul style="list-style-type: none"> 建物用途としては、商業・業務施設や商業・業務併用住宅などが比較的多くみられます。 建物構造は、RC 造がほとんどで、一部に木造や CB 造（コンクリートブロック造）もみられます。 建物の年代は、昭和 56 年以前に建築された旧耐震のものが多く、老朽化が進行しています。 建物を階層別にみると、2 階層が比較的多く、1 階や 3 階以上の建物もみられます。 戦災復興土地区画整理事業により市街地の道路及び宅地が形成されましたが、2 項道路にのみ接道している敷地もあり、一部の街区では未接道敷地もみられます。 2 項道路に面した敷地では、建築時にセットバックが必要です。また、幅員が狭いうえに、道路斜線制限もあり、建築物の新築および増改築に課題があります。
漁港	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁の名護海上保安署船艇用品庫（通称 名護防災ステーション）は令和3年築で、同年に運用開始されています。 名護市観光情報センターは令和 4 年築で、令和 4 年 4 月に予定している高速船就航に向けて、情報発信機能及び待合ホール、事務室、風除室、トイレ等を整備しています。 一部の施設は老朽化がみられます。
交通	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 7 月末に、名護東道路（数久田～世富慶～伊差川 6.8km）が全線開通しました。これにより、国道 58 号から名護東道路へ交通が転換し、国道 58 号の渋滞状況が緩和されるなどの効果が出ています。 北部の各町村と名護市中心部を連絡する路線バス系統は確保されているものの、各町村間を直接連絡している路線バス系統はなく、路線バスによる他町村への移動は、名護バスターミナルを経由するしかない状況で、円滑な移動が確保できていません。 北部の各町村の日常生活行動の主な目的地は、名護市中心部に集積しているものの、名護市中心部で運行している路線バスは、名護バスターミナルを発着場として名護市内の生活利便施設を巡回する路線ではなく、需要トリップに対応した公共交通機関が不足しています。 名護市においても、市民の約 9 割が主に自動車利用であるなど、自動車に過度に依存したモビリティにならざるを得ないのが実態です。 今後、高齢化の進展に伴い、自力で移動できない交通弱者が増加することが懸念される中、日常生活行動に支障が生じないような移動手段の確保が求められます。
災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> 対象エリアにおいて想定される主な災害リスクは、津波及び高潮による浸水です。
観光客の動向	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地での立ち寄り箇所は、国道 58 号沿いが多く、飲食店（ガスト名護店、宮里そばなど）や薬局、ガソリンスタンドが多くなっています。以上より、名護湾の沿岸等を含む新たな動線づくりや中心市街地内の施設機能を充実させ、飲食や買い物以外に立ち寄れる場所を増やすことが必要であるといえます。

4.対象エリアの方向性

4.1 対象エリアのブランド

対象エリアの現状と課題、上位関連計画における位置づけ、関係者の意向等を踏まえ、対象エリアのブランドを以下の通り設定します。

ブランドは、対象エリアならではの魅力や価値、他地域との差別化の方向性を示すものであり、多様な関係者でそれらを共有し、議論し続けることで、対象エリアのブランドイメージの確立を目指します。

対象エリアのブランド

誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点

～ニライカナイから豊穡をもたらす青々とした水の流れのように、未来に向けて発展していくまち～

【ブランドのイメージ】

- ◇ 若者、子育て世代、高齢者など、誰もが暮らしやすく、住み続けたいまちが実現しています。
- ◇ 風光明媚な名護湾の景観や、ガジュマルの緑に彩られた名護らしい街並みの中で、人々の気分がやわらいでいます。
- ◇ 名護湾で獲れたおいしい海産物、きれいな水に育まれたお酒、夕日の眺望など、まちの至るところで名護湾からの恵みが感じられます。
- ◇ 新しいビジネスチャンスを求める人が集まり、まちに活気がうまれ、将来への希望に満ちています。
- ◇ 多様な交通モードで市内外や北部とつながり、快適に移動することができます。
- ◇ 遊ぶ、泊まる、食べる、交流する、学ぶ、働くなど、多様な楽しみがあり、何度でも訪れたくなる魅力が感じられ、市民や来訪者でまちが賑わっています。
- ◇ デジタルインフラを通じて世界とつながり、新しい時代の小さな世界都市が実現しています。

4.2 ターゲット

対象エリアのまちづくりのターゲットは、大きく、対象エリアで「暮らす人」と、対象エリアに「訪れる人」とします。それぞれのターゲットに対して訴求する価値を明確にしなが、まちづくりを進めます。

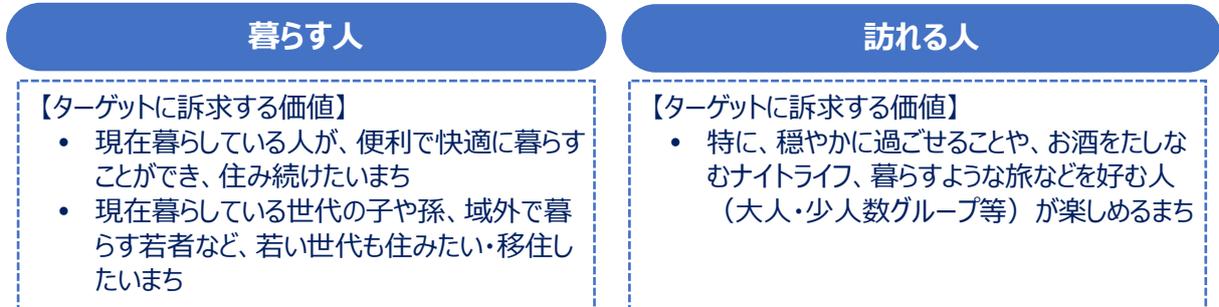


図 4-1 対象エリアのまちづくりのターゲット

4.3 ブランディングを通して目指すこと

ブランディングを通して、まちが快適で便利になることで、市民が暮らしやすくなり、暮らす人・訪れる人が増え、さらにまちが便利で快適になるという好循環を目指します。

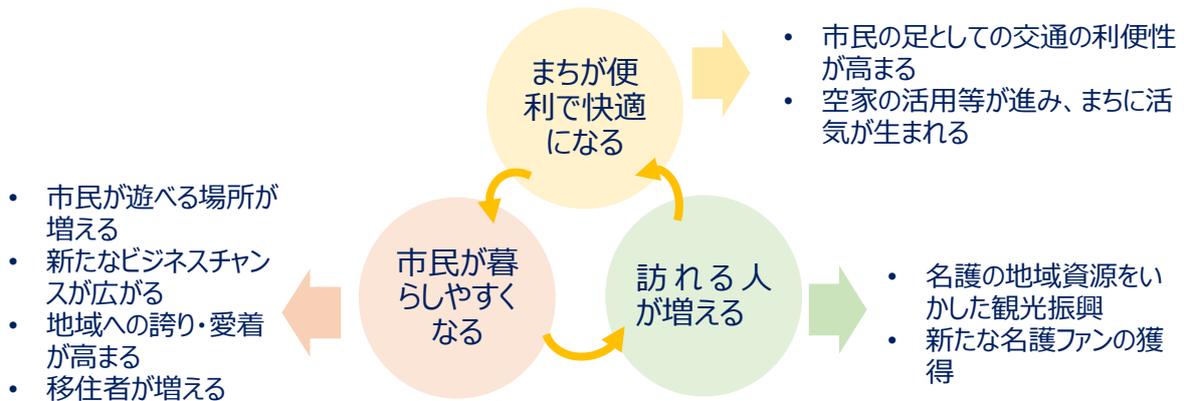
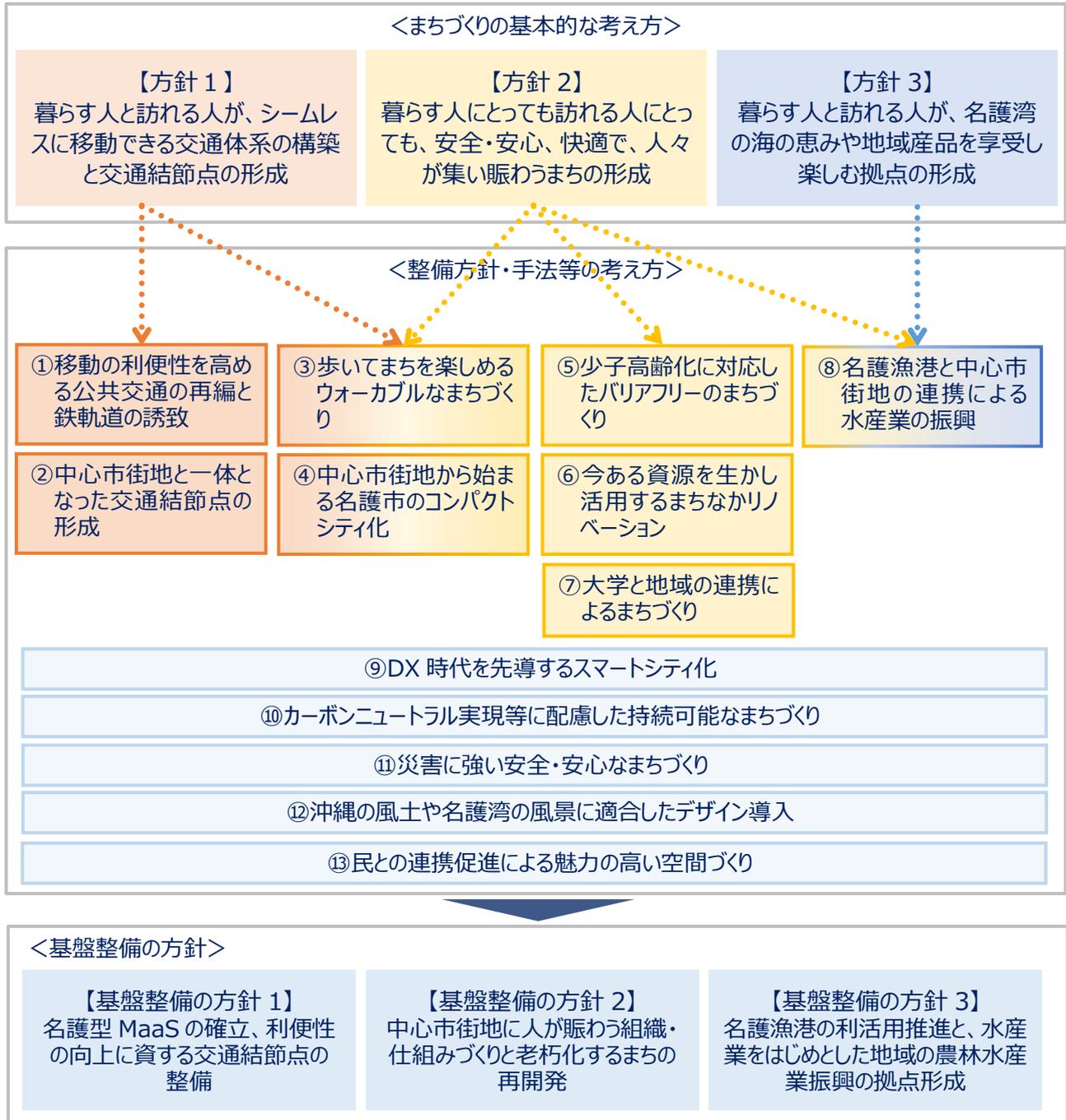


図 4-2 ブランディングを通して目指すこと

5.対象エリアの整備計画

5.1 まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの基本的な考え方、整備方針・手法の考え方、基盤整備の考え方は、以下の通りです。



5.2 土地利用計画

(1) 配置の基本的な考え方

1) 段階的な都市機能の誘導

- 地区の成熟度、合意形成の進捗にあわせ、各街区の開発、機能導入を段階的に行います。
- 地区のポテンシャル向上のため、暫定的利用（例：定期借地等）も視野に入れ、早期に賑わいを創出します。

2) 都市機能の計画的な導入と配置

- まちなかの活性化に必要となる生活支援機能（人材育成、教育・文化、子育て等）の施設は、街区相互の連携、周辺市街地へのサービス提供を考え、適切に配置します。
- 敷地内のコミュニティ施設、物販・飲食施設など多くの人々の利用が見込まれる施設は、歩行者空間、緑地・オープンスペースからの利用や街並みを考慮し、適切に配置します。

3) 公共施設の集約化・複合化

- 複合施設用地は、公共施設等総合管理計画の方向を踏まえて、公共施設の集約・複合化の受け皿とします。

(2) 土地利用配置

対象エリアの土地利用計画にあたり、以下のA～Fゾーンを設定します。導入すべき都市機能を、各地区特性に応じて配置することで、適切かつ良好な土地利用を実現します。

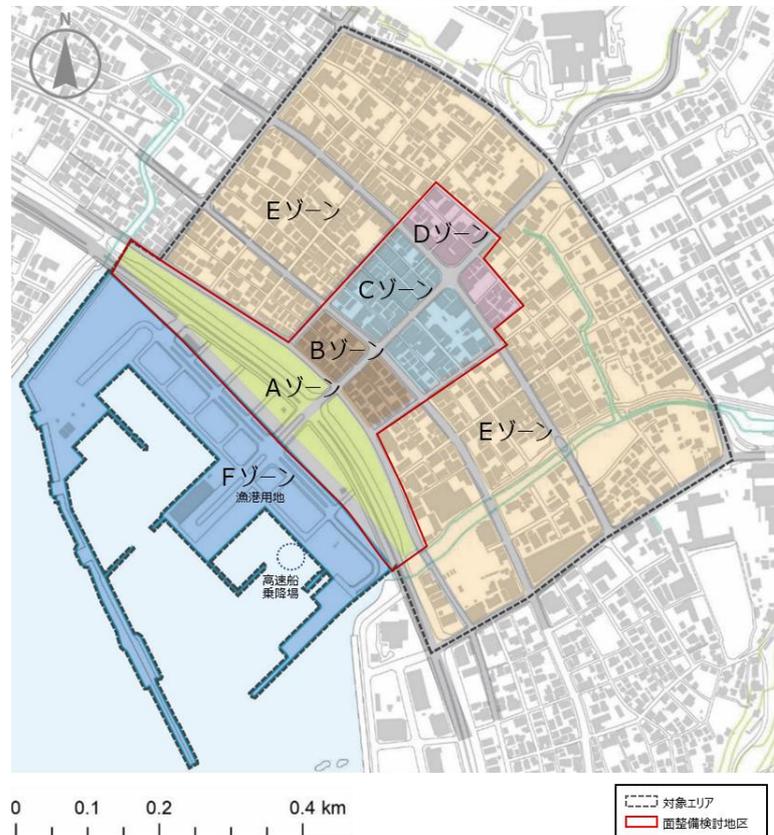


図 5-1 対象エリアの土地利用配置

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

表 5-1 土地利用の方針

ゾーン	方針
Aゾーン 面整備検討地区	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点としての利便性を活かし、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに、飲食、物産、情報発信、駐車、防災、広場等の機能が複合した土地利用とします。
Bゾーン 面整備検討地区	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点直近のポテンシャルを活かし、玄関口（エントランス）にふさわしいオープンスペースが確保された商業・業務、宿泊、住宅を配置します。
Cゾーン 面整備検討地区	<ul style="list-style-type: none"> 名護十字路付近に、公共サービス機能を核とする複合施設を配置し、中心部への誘客・集客性を高めます。
Dゾーン 面整備検討地区	<ul style="list-style-type: none"> まちなか居住の受け皿となる住宅とともに、まちなかに人を引き込むため宿泊・滞在、コミュニティ、教育・文化、子育て、医療等の機能が複合した土地利用とします。 沿道は商業（飲食・物販）を中心に、連続性ある商業街区を形成します。
Eゾーン まちなかリノベーション推進地区	<ul style="list-style-type: none"> 不動産オーナーと今後設立が期待される民間エリアマネジメント組織が協力し、空き店舗・空き家を対象に、民間主導のリノベーション事業を進める街区とします。 先行エリアの設定などスモールスタートから始め、成功事例を積み上げ、持続性あるまちづくりを育てます。 若者定住により都市型コミュニティを育てながら、若者から高齢者まで誰もが暮らしやすいまちを目指し、以下のような空間・場づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地方都市での新しい暮らし方を提案するエリア（ツーリズムサービス、雑貨小物、情報、高齢者向け支援など） ◇ 新しい働き方（短時間労働、ワークシェアリング、多業（マルチワーク））を行える空間づくり ◇ 近所付き合い、おばあ・おじいとの関わりを持ちながら、安心して子育てができる、子育ての仲間ができる場
Fゾーン 漁業振興地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道移設と一体となった漁業振興を図る地区として、中核漁港としての機能の集約化・高度化とともに、観光や商工業と連携した取組を進めます。 漁港機能の集約化・高度化にあわせ、海上からの交通利便性の強化に向けて、高速船乗降場の機能改善を図ります。 漁業関係者からは、漁業振興に資する整備等について、要望が挙げられています。

(3) 交通計画

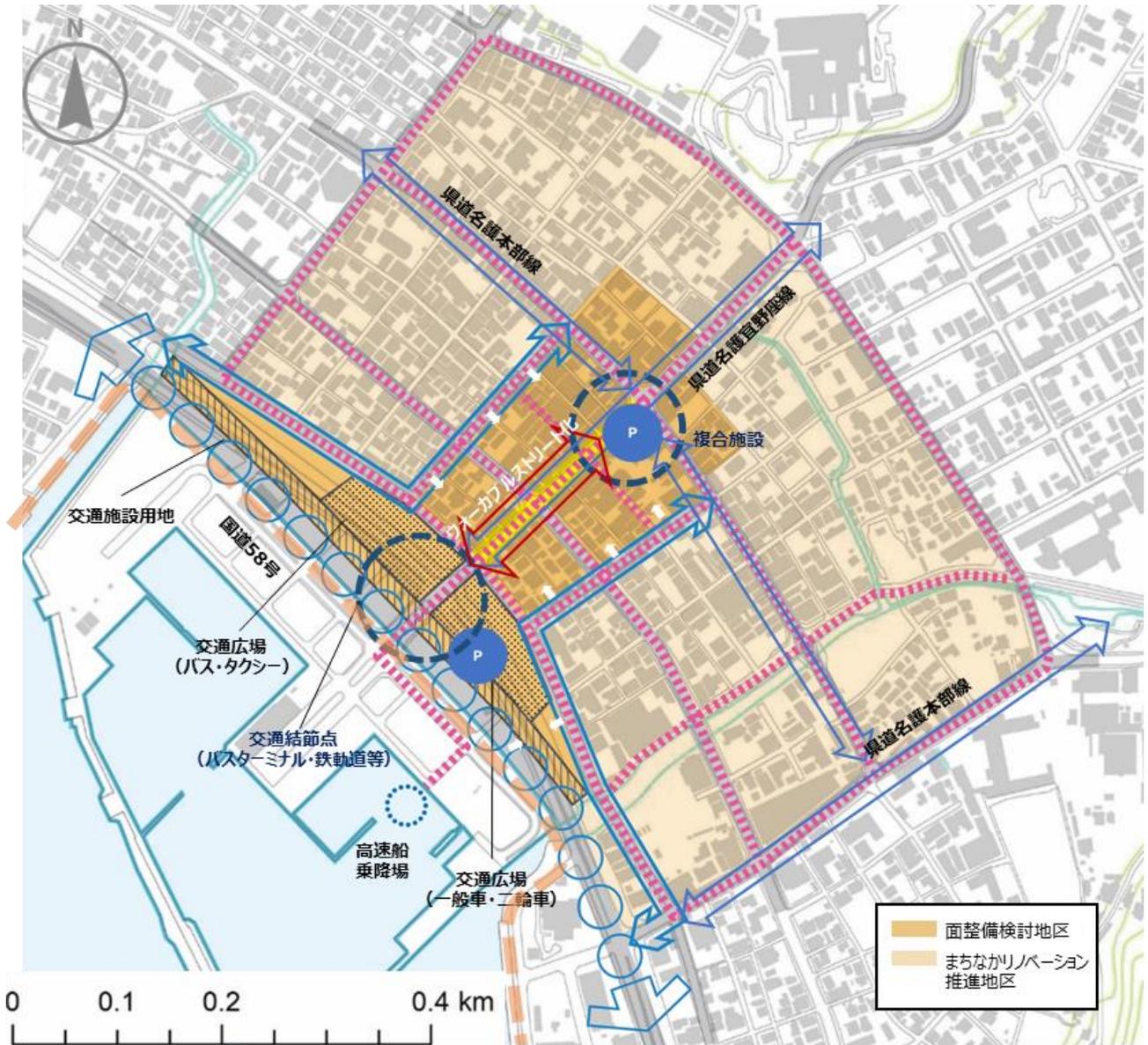


図 5-2 交通計画

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

項目	凡例	計画
1) 公共交通	-	<ul style="list-style-type: none"> ウォークアブルストリートは、路線バス、コミュニティバス、次世代交通等の進入を優先します。 名護十字路付近は、集客性の高い都市機能導入とともに、乗り継ぎ利便性を高めるためのフリンジパーキングを確保します。
2) 主要歩行者動線		<ul style="list-style-type: none"> 県道名護宜野座線は、歩行者中心の動線軸として、公共交通（次世代交通含む）と歩行者・自転車の共存するウォークアブル空間を形成します。
3) 歩行者回遊動線		<ul style="list-style-type: none"> 面整備検討地区内は、県道名護宜野座線から街区内へ誘導するように奥行きのある路地状の歩行者動線を形成します。 ウォークアブルストリートからひんぷんガジュマル、護佐喜御宮、幸地川沿いの緑、県道名護本部線沿いの街路樹へのつながりをもたせ、緑のネットワークを形成します。
4) 一般車動線		<ul style="list-style-type: none"> 車両は、県道名護宜野座線のウォークアブルストリート化と一体的に、面整備検討地区の外周道路等を車両動線として位置づけ、街区内へ誘導します。
5) 駐車場（P & R 駐車場、フリンジパーキング）		<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点や名護十字路周辺の複合施設には、集客性や交通結節性を高めるため、広域・郊外からの利用者向けのP&R（パークアンドライド）駐車場、フリンジパーキングを設けます。 ウォークアブルストリート化を基本に、面整備検討地区の外周道路沿いに街区内への駐車場出入り口を設けます。 月極駐車場・専用駐車場は時間貸し駐車場への転用を促進します。 まちなかりノベーション推進地区には、立地誘導促進施設協定などを活用し、数カ所のフリンジパーキングの配置を促進します。
6) ボードウォークの整備		<ul style="list-style-type: none"> 名護漁港と 21 世紀の森公園を結び、名護湾の景観を楽しむボードウォークを整備します（宇茂佐～世富慶）。
7) MaaS 等の取組の推進	-	<ul style="list-style-type: none"> 新たな移動環境の取組にあたっては、次世代交通や MaaS などスマートモビリティの先駆的な場として活用を進めます。

(4) オープンスペース・グリーンインフラ計画

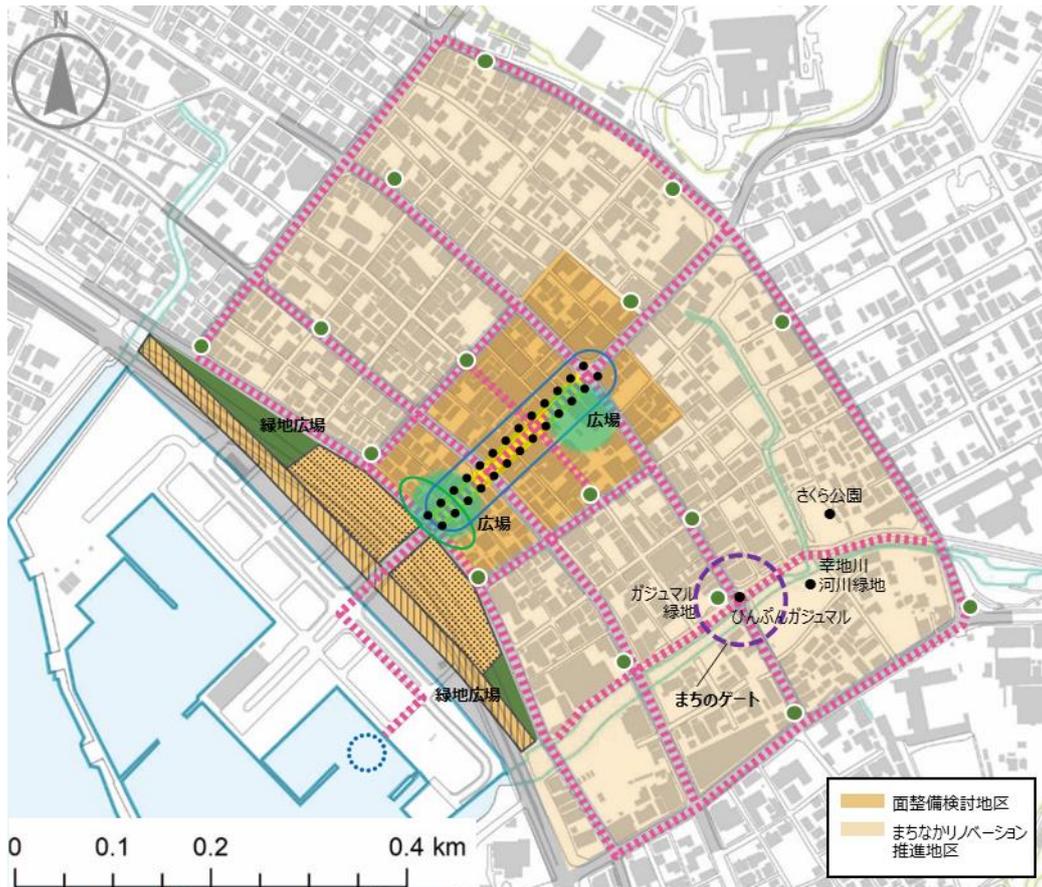


図 5-3 オープンスペース・グリーンインフラ計画

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

項目	凡例	計画
1) 賑わい広場	●	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の集客、コミュニティの醸成、一時避難の中心的オープンスペースとして、交通結節点と一体的に、賑わい広場を設けます。
2) 街角広場	●	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者回遊動線上の主要な結節点には、街角広場などの小さなオープンスペースを確保します。広場の形状やそれに隣接する建築物の用途・内容は、その場所性に応じたものにします。 歩行者回遊動線から、名護らしい路地裏の空間を楽しむことのできるフットパス（路地）にも配慮し、確保します。
3) ウォークアブルストリート沿いの建物	○	<ul style="list-style-type: none"> 県道名護宜野座線沿いの建物は、原則として商業・宿泊、公共施設等を配置し、賑わいを演出するように配慮します。 建築物は、歩道側から入りやすいような施設配置を誘導します。
4) 交通結節点前街区の建物	○	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点（交通広場）に面する建築物は、1・2階に店舗・飲食等を配置し、閉鎖的な空間にしないよう配慮します。（壁面後退やテラスなどを設け、開放性をもたせます。） 滞留の魅力を高めるため、市街地側から漁港方面への眺望性をもたせます。
5) 緑陰軸	<ul style="list-style-type: none"> ウォークアブルストリートは、海からまちなか、まちなかから緑地（護佐喜御宮）を結ぶ緑の軸として、緑陰樹やブーゲンビリアの咲くパーゴラなどの連続した緑陰空間を創出します。
6) グリーンインフラの推進	-	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい広場、ウォークアブルストリートの連続的な緑の導入、屋上緑化・壁面緑化の拡大などにより、戦略的な緑のネットワーク形成を図ります。

(5) 防災まちづくり計画

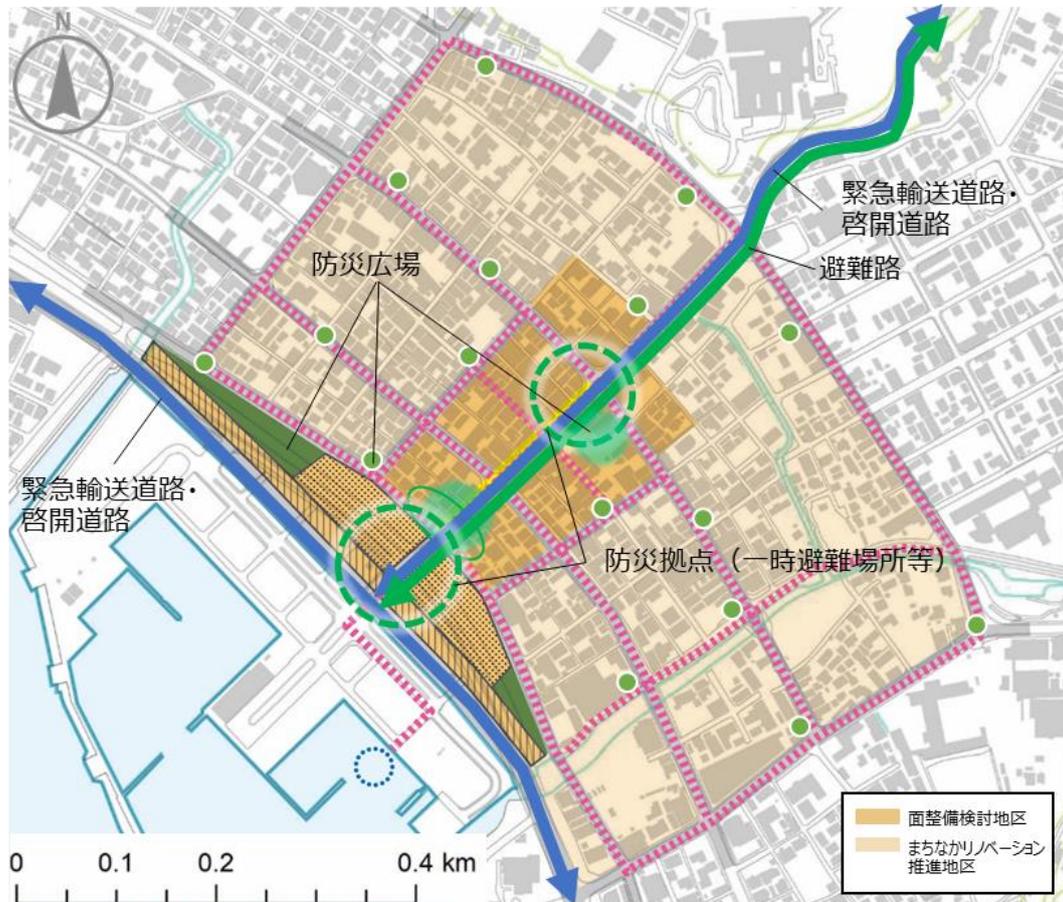


図 5-4 防災まちづくり計画

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

項目	計画
1) 防災拠点となる機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点や複合施設に、一時避難場所、帰宅困難者等の受入れ、災害時の支援等の拠点として活用できる機能の導入や運用を図ります。 防災情報システムや避難誘導システムなどDXを活用した情報発信機能の充実を図ります。 官民が連携し、一時避難場所や防災備蓄倉庫等の確保を進めます。
2) 災害時の輸送ネットワークの形成、避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、国道 58 号の移設、県道名護宜野座線の拡幅、電線類の地中化や共同溝化、沿道建物の建て替え等により、緊急輸送道路・啓開道路の機能確保を図り、海上を活用した代替交通（緊急輸送船等）発着機能の強化を図ります。 緑地・広場について、防災広場機能を持たせ、発災時の広域的な物資輸送の拠点としての活用も想定した設えとします。 県道名護宜野座線の拡幅や区画道路の整備等により、高台や津波避難場所への避難を円滑にする避難路を確保します。
3) インフラ施設・市街地の強靱化	<ul style="list-style-type: none"> 狭隘道路の拡幅、広場への防火水槽等の消防水利の設置等により、消防活動困難区域の解消を図るとともに、電線類の地中化や共同溝化、インフラ施設の長寿命化対策、建物の建て替え・共同化等により、市街地整備・改善にあわせたインフラ・市街地の強靱化を進めます。
4) 再生可能エネルギーや次世代モビリティによる非常用電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入、電気自動車・燃料電池自動車の導入により、非常用電源の確保を図ります。

参考) 名護漁業協同組合からの要望事項

名護漁業協同組合からの主要望事項は以下の通りです。

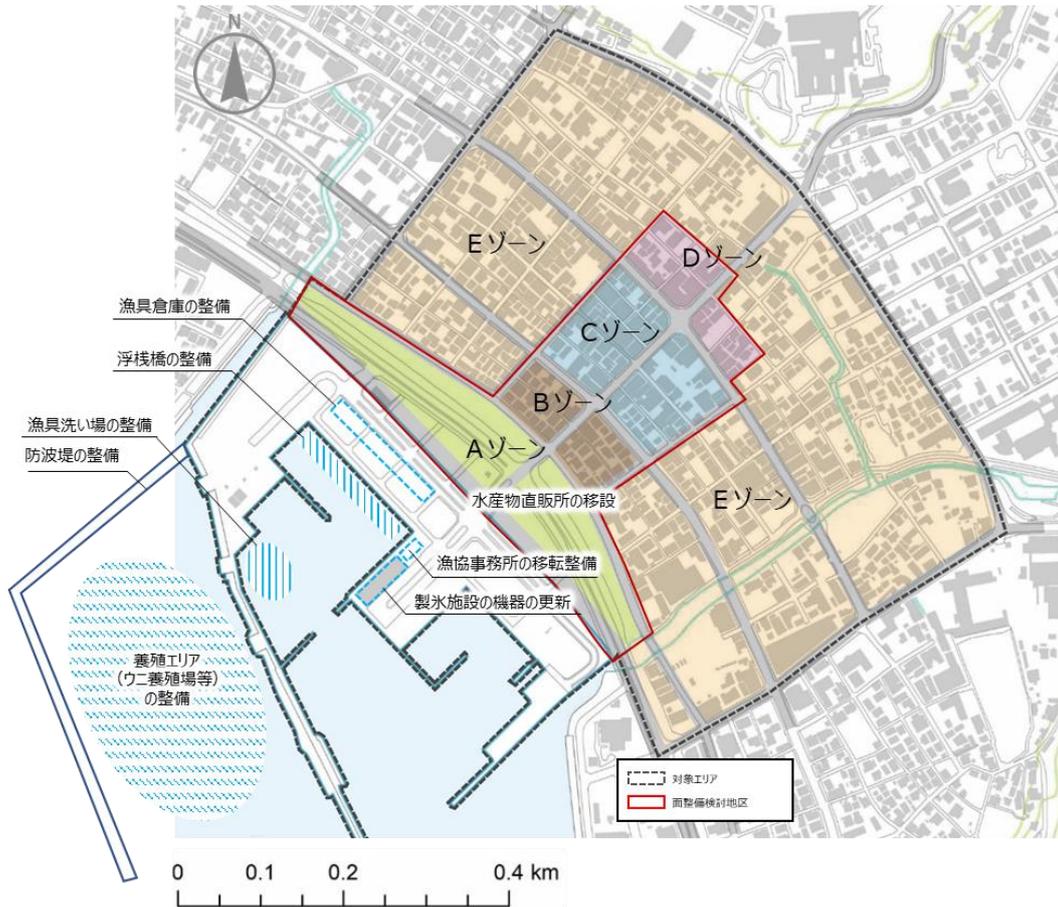


図 5-5 名護漁業協同組合からの要望事項

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

(事務所の移設)

- 老朽化している事務所は、製氷施設の近傍に移設することにより、機能集約化を図る。

(就労環境の改善)

- 就労環境の改善に向けた、浮棧橋、漁具洗い場、漁具倉庫の整備。

(養殖場の整備)

- 高齢の漁業者等の働く場の創出に向けた、養殖場等の整備。

(水産物の安定的な供給)

- 養殖エリアの安定的な供給に向けた、防波堤の整備。
- 氷の安定供給と鮮度保持、魚価向上に向けた、製氷施設の機器の更新。

(水産物直販所の移設)

- 国道 58 号移設に併せ、中心市街地との連携や集客力の向上につながる直販所の移設。

5.3 交通結節点の計画

(1) 交通結節点の交通モードの整理

交通結節点の計画にあたり、交通モードを整理します。なお、施設ごとに求められる規模や仕様等については、今後の地域公共交通計画の検討等の状況や、北部地域における今後の観光開発の動向、集客施設の床面積、将来的な鉄軌道の計画等と、需要予測等を踏まえた上で具体化します。

表 5-2 交通結節点の交通モードの整理

交通モード	必要施設	必要機能・規模の考え方	
		短期・中期（鉄軌道なし）	長期（鉄軌道あり）
高速バス	乗降バス	<ul style="list-style-type: none"> 現状のバス運行頻度を踏まえつつ、公共交通の充実を図る上で必要なバス数を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道が整備された場合には需要は減少する想定。
路線バス	乗降バス		<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道が整備された場合、鉄軌道端末交通手段としてのバス需要は増加する想定。 鉄軌道端末需要を踏まえた数を想定。
コミュニティバス	乗降バス	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度のコミュニティバス実証実験の運行頻度等も踏まえつつ、公共交通の充実を図る上で必要なバス数を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道端末需要を踏まえたバス数を想定。
観光バス	観光バス 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> エリア整備に応じた観光客のニーズに対応するバス数を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> エリア整備に応じた観光客増加のニーズに対応するバス数を想定。
タクシー	乗車バス	<ul style="list-style-type: none"> 観光客及び市民のニーズ等に対応するバス数を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道端末需要を踏まえた数を想定。
	降車バス		
	タクシー 駐車場		
一般車	自家用車 乗降バス	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズ等に対応するバス数を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道端末需要を踏まえた数を想定。
	自家用車 駐車場		
レンタカー	レンタカー 乗降バス	<ul style="list-style-type: none"> 観光客のニーズ等に対応するバス数を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客のニーズ等に対応するバス数を確保。
自転車・レンタルサイクル	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 観光客及び市民のニーズ等に対応した駐輪場数とレンタルサイクルポートを想定。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道端末需要を踏まえた駐輪場数とレンタルサイクルポートを想定。
	レンタルサイクル ポート		
新たなモビリティ ^(※)	乗降バス	<ul style="list-style-type: none"> 今後の動向を踏まえ検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の動向を踏まえ検討。

※新たなモビリティは、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資するグリーンスローモビリティ等を想定します。（グリーンスローモビリティ（略称：グリスロ）は、時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両も含めた総称です。）

(2) 基幹交通とフィーダー交通の乗り換えのイメージ

- 交通結節点における、基幹交通とフィーダー交通^(※)の乗り換えは、以下を想定します。

※フィーダー交通とは、基幹交通（高速バス、鉄軌道、高速船）と接続して支線の役割をもって運行される路線バス、コミュニティバス、タクシー、自家用車、レンタカー等をいいます。）

- ① 高速バスとフィーダー交通との乗り換え
- ② 鉄軌道とフィーダー交通との乗り換え
- ③ 高速船とフィーダー交通との乗り換え

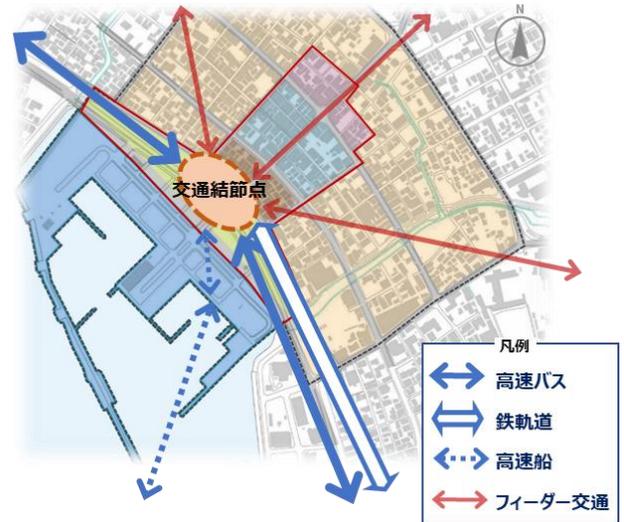


図 5-6 基幹交通とフィーダー交通の乗り換えのイメージ
出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

(3) 交通結節点の交通機能イメージ

- 短期的には基幹交通の高速バス及び高速船と、フィーダー交通の路線バス、コミュニティバス、観光バス、タクシー、一般車、レンタカー等とのスムーズな乗り換えを可能とするバスターミナルを整備します。
- また、時代のニーズに応じた新たなモビリティの導入や、ICT を活用した一体的な交通サービスを提供する MaaS のシステムの構築等を行います。
- 長期的には、鉄軌道の導入を図り、基幹交通に鉄軌道を加えた交通結節点の整備を目指します。

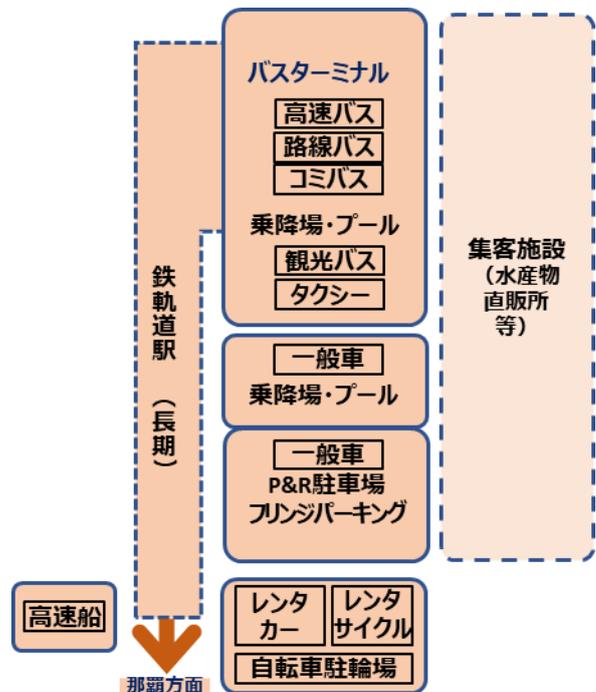


図 5-7 交通結節点の交通機能イメージ

(4) 歩いてまちを楽しめるウォーカブルストリート創出のイメージ

- まちなかへの自動車の流入を抑制し、ウォーカブルなストリートを実現するため、フリンジ（縁辺）部の交通結節点内、複合施設内で駐車して、徒歩や公共交通でまちなかの目的地に行く安全快適な道路空間の整備を目指します。
- 複合施設には、イベント等が開催できる広場を設け、交通結節点から名護十字路まで人の流れを誘導します。

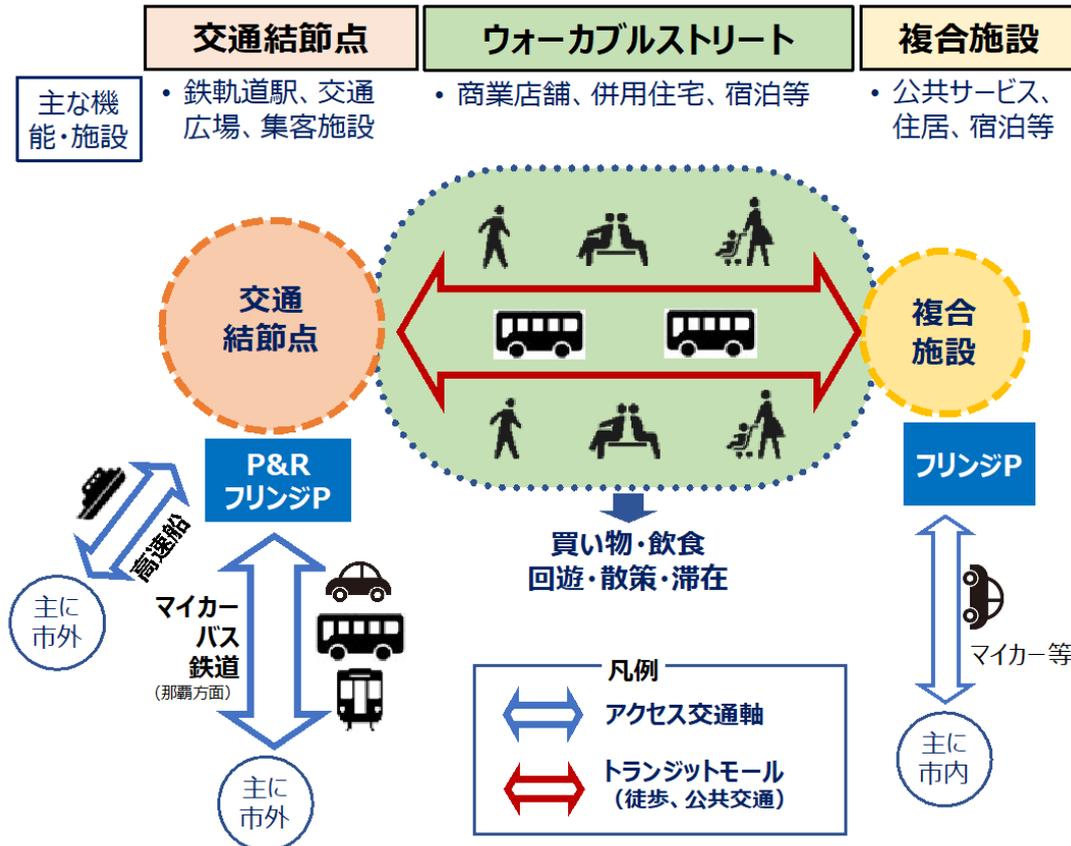


図 5-8 ウォーカブルストリート創出のイメージ

◆P&R（パークアンドライド）駐車場

- ・ P&R（パークアンドライド）とは、出発地から途中の公共交通の駅あるいは停留所に併設されている駐車場までは自動車を利用し、そこからは公共交通を利用して目的地に移動する移動形態です。

◆フリンジパーキング

- ・ 駐車場を都心部の外縁部に計画的に配置し、都心部への車の乗り入れを抑制するものです。都心部をモール化し歩行者優先空間を整備する際などに用いられます。

5.4 空間配置イメージ

(1) 県道名護宜野座線沿いのウォーカブルな空間のイメージ (ゾーン: F,A,B,C,D,E)

県道名護宜野座線沿い (a-a' 断面) の空間イメージは以下の通りです。

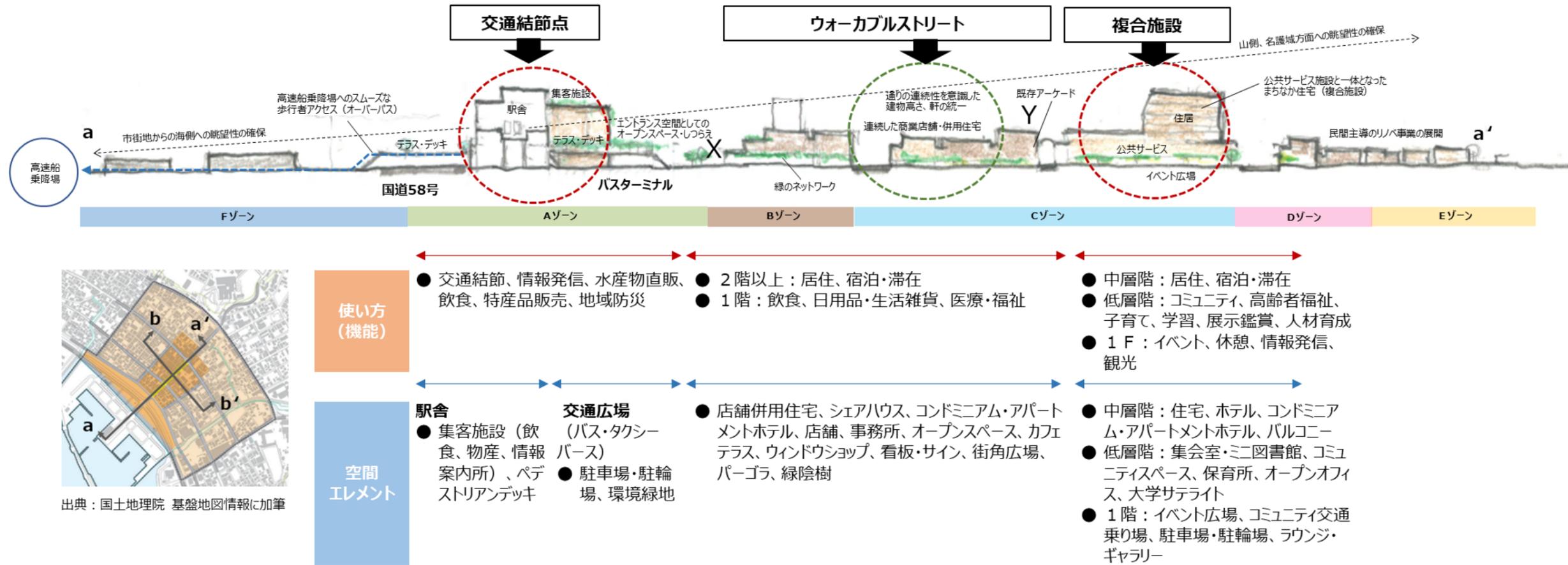


図 5-9 県道名護宜野座線沿い (a-a' 断面) の空間イメージ

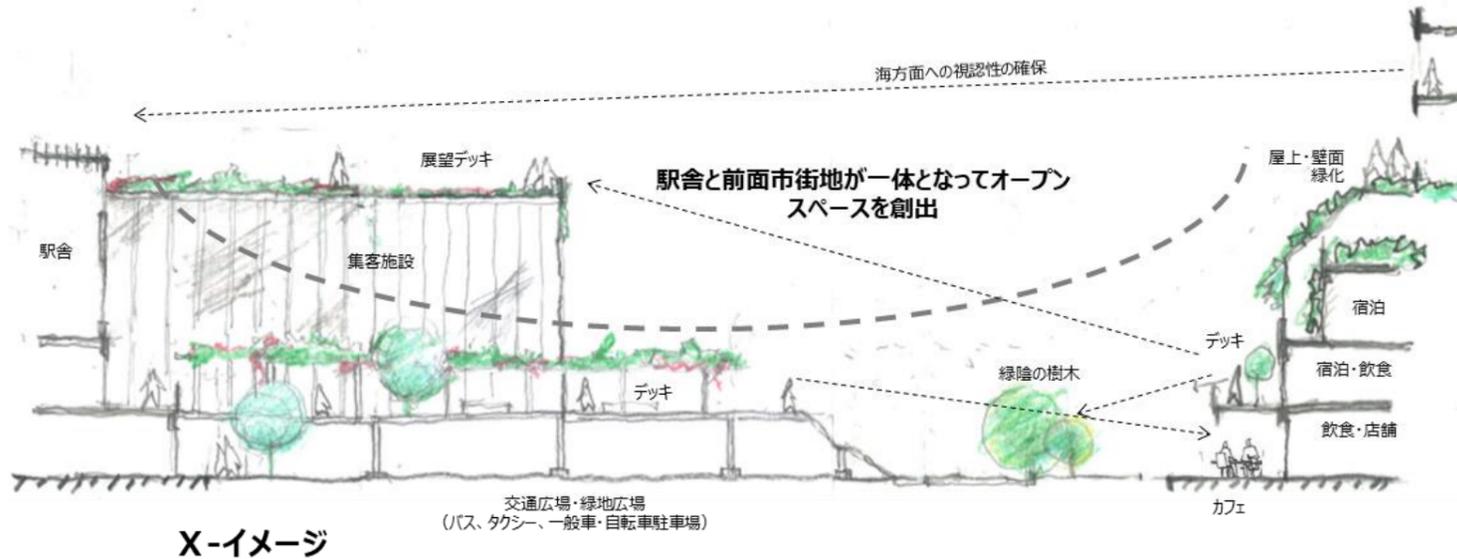


図 5-10 駅舎と前面市街地が一体となったオープンスペースの創出イメージ (上図における X)

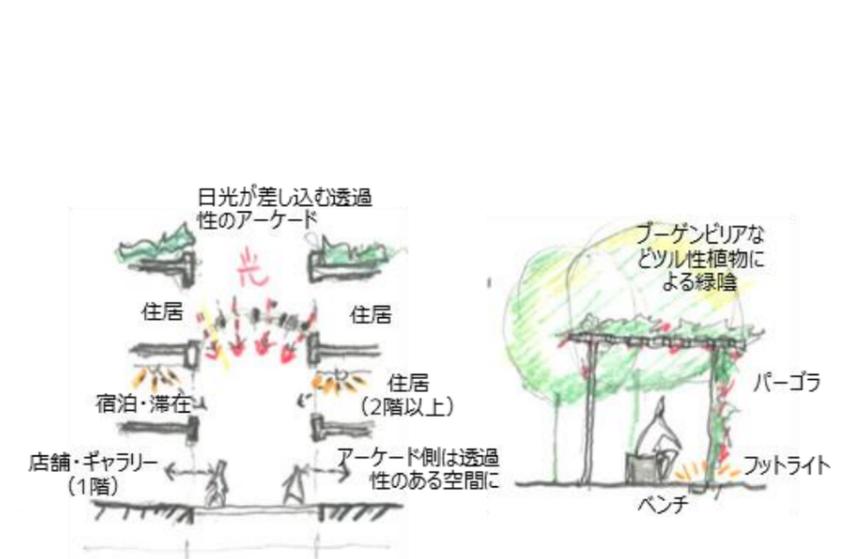
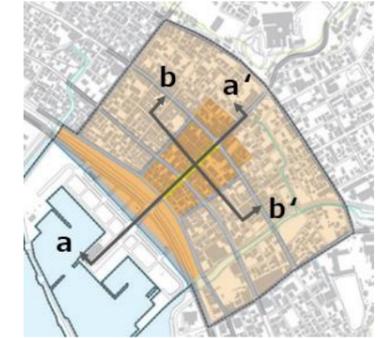


図 5-11 アーケード (上図における Y) 及び休憩スポットのイメージ

(2) アーケード通り沿い 空間イメージ (ゾーン : C,E)

県道名護宜野座線及び連続した店舗・住宅 (b-b' 断面) の空間イメージは以下の通りです。



出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

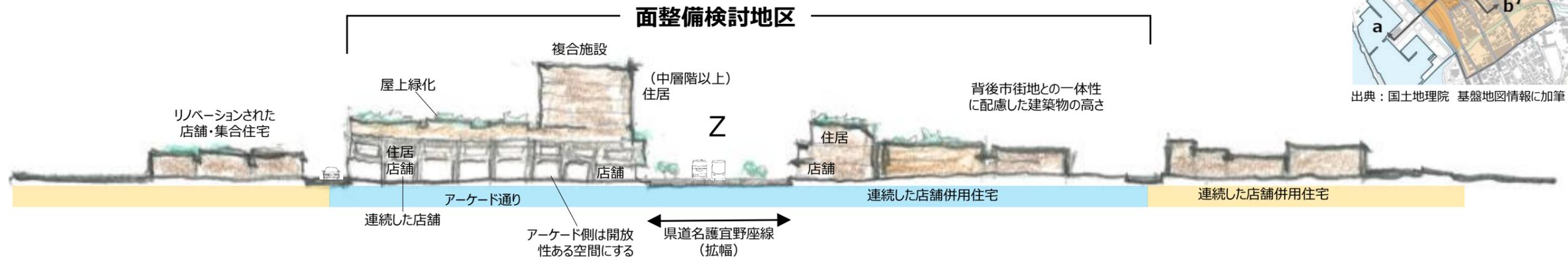


図 5-12 県道名護宜野座線及び連続した店舗・住宅 (b-b' 断面) の空間イメージ

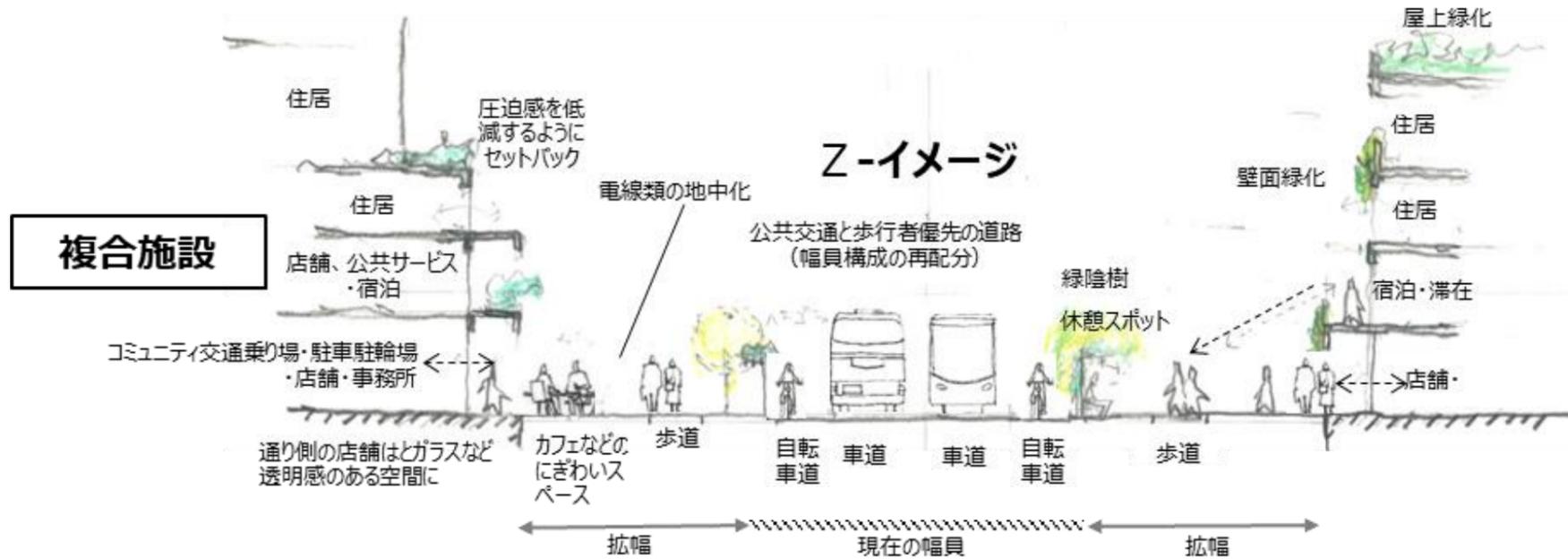


図 5-13 県道名護宜野座線の断面イメージ (上図の Z)

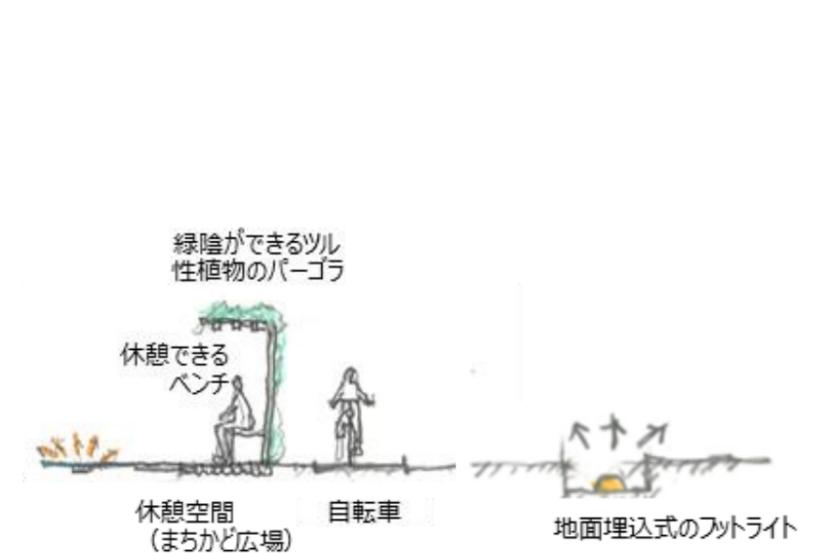


図 5-14 休憩空間等のイメージ

(3) 全体整備計画

全体整備計画は以下の通りです。

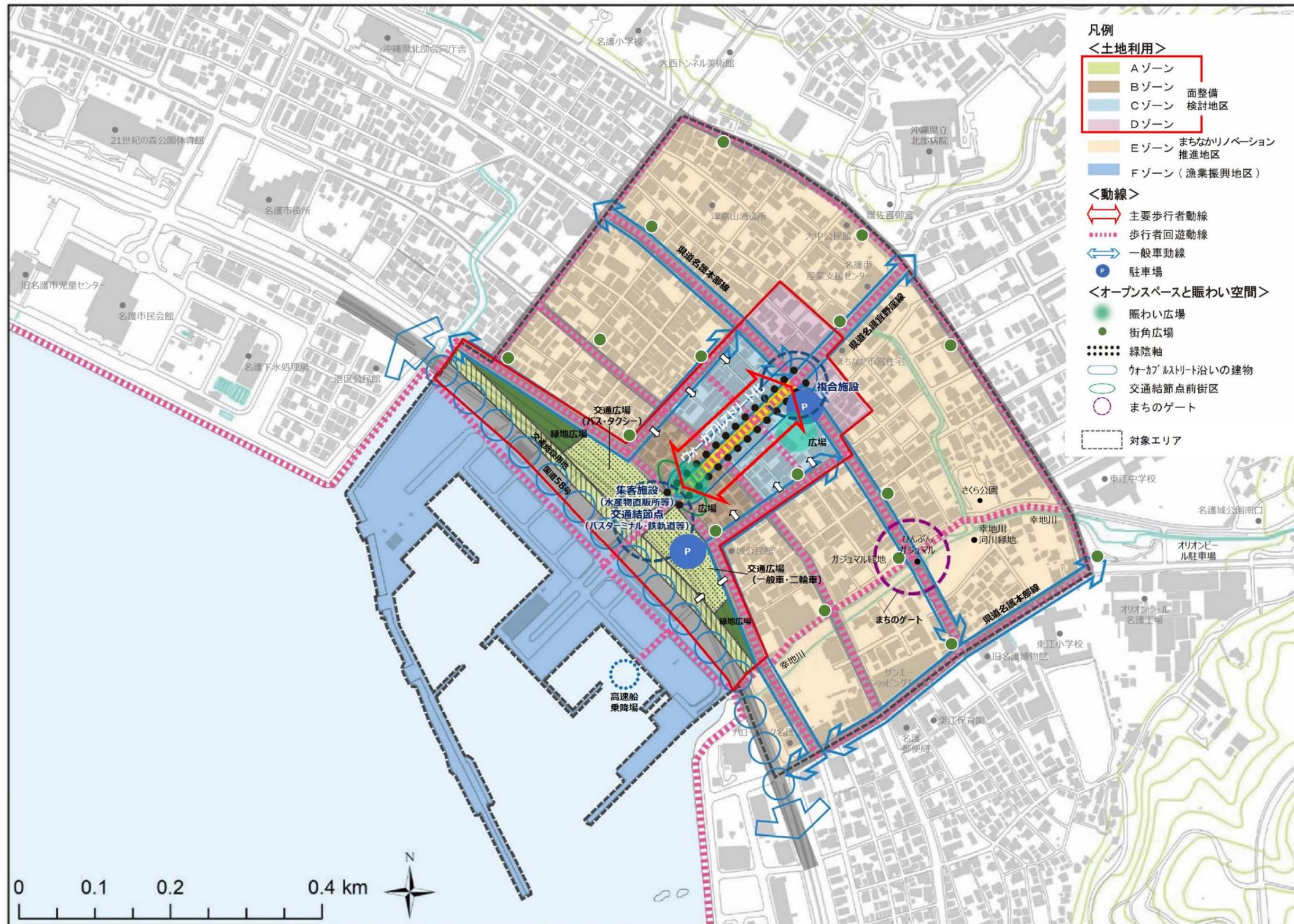


図 5-15 全体整備計画

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

5.5 建築物のデザインイメージ

(1) 建築物の高さ

- 交通結節点の集客施設及び、名護十字路周辺の複合施設では、シンボル性を高めるため、一定の高さのある建築物を許容することで、土地の高度利用を図ります。また、まとまった空地を確保し、市街地環境の向上を図ります。（景観計画を踏まえ、高さは30m以下とします。）
- 上記2施設を結ぶ面整備検討地区内の市街地では、建築物の高さを低く抑え、周辺市街地との連続性に配慮します。

(2) テクスチャー（素材の質感）

- 中心市街地内の建物景観の主流を占めるコンクリート、多孔質コンクリートブロック（花ブロック）など、地域風土に根ざすテクスチャーに配慮します。

■コンクリートの打放し（名護市街地）



■木材とコンクリートとの混成（名護博物館）



図 5-16 地域風土に根ざすテクスチャーのイメージ

(3) 低層部

- 県道名護宜野座線沿いでは、建築物の低層部はガラス等で開放的なデザインとします。
- シャッターを設ける場合は、シースルーシャッターやショーウィンドウの内側に設けます。

(4) 中層部

- 建築物の中層部は、凹凸、テクスチャー、色彩などによって変化を設けて分節化するなど、壁面による圧迫感の低減を図ります。

(5) 隣接建築物との連続性

- 低層部においては、隣接建築物との連続性に配慮し、壁面位置や軒線、色彩を揃えるなどの工夫を行います。

(6) 屋上緑化・壁面緑化

- 屋上緑化や壁面緑化などにより、緑の創出に努めます。
- 低層部の屋上については、通りや駅舎ホームなどからの眺望に配慮し、屋上緑化や壁面緑化に努めます。

■ 住宅の緑化



■ 屋上緑化（名護市庁舎）



図 5-17 屋上緑化のイメージ

(7) 塀・垣・柵

- 敷地外周部には、塀・垣・柵などはできるだけ設けないようにし、敷地内の空地と公共空地（緑地、広場、歩道等）との一体化を図ります。
- 特に、壁面後退部分と公共空間の間には、塀・垣・柵は設けないようにします。
- 駐車場などの目隠しや歴史的モチーフとしての「ひんぷん」（目隠し）などを意図的に設ける場合は、特にデザインされたものや生け垣とします。

■ 内部・外部の中間領域（あいまいもこ） （名護市庁舎）



図 5-18 敷地内の空地と公共空地の一体化のイメージ

(8) 屋外広告物

- 屋外広告物の掲出は、自家用を原則とします。
- 屋上広告物は、海側や山側への眺望、市街地の景観を乱す要素となりやすいため、設置しないよう配慮します。
- 屋外広告物等のうち、建築物の外観や街並みへの影響が大きいものについては、原則として掲出しないこととします。
- 照明広告を設ける場合には、周辺環境に配慮します。

5.6 実現化方策（事業手法等の検討）

整備計画の実現に向けて、整備内容・取組に応じて、主に下記の事業手法や制度の活用を想定します。

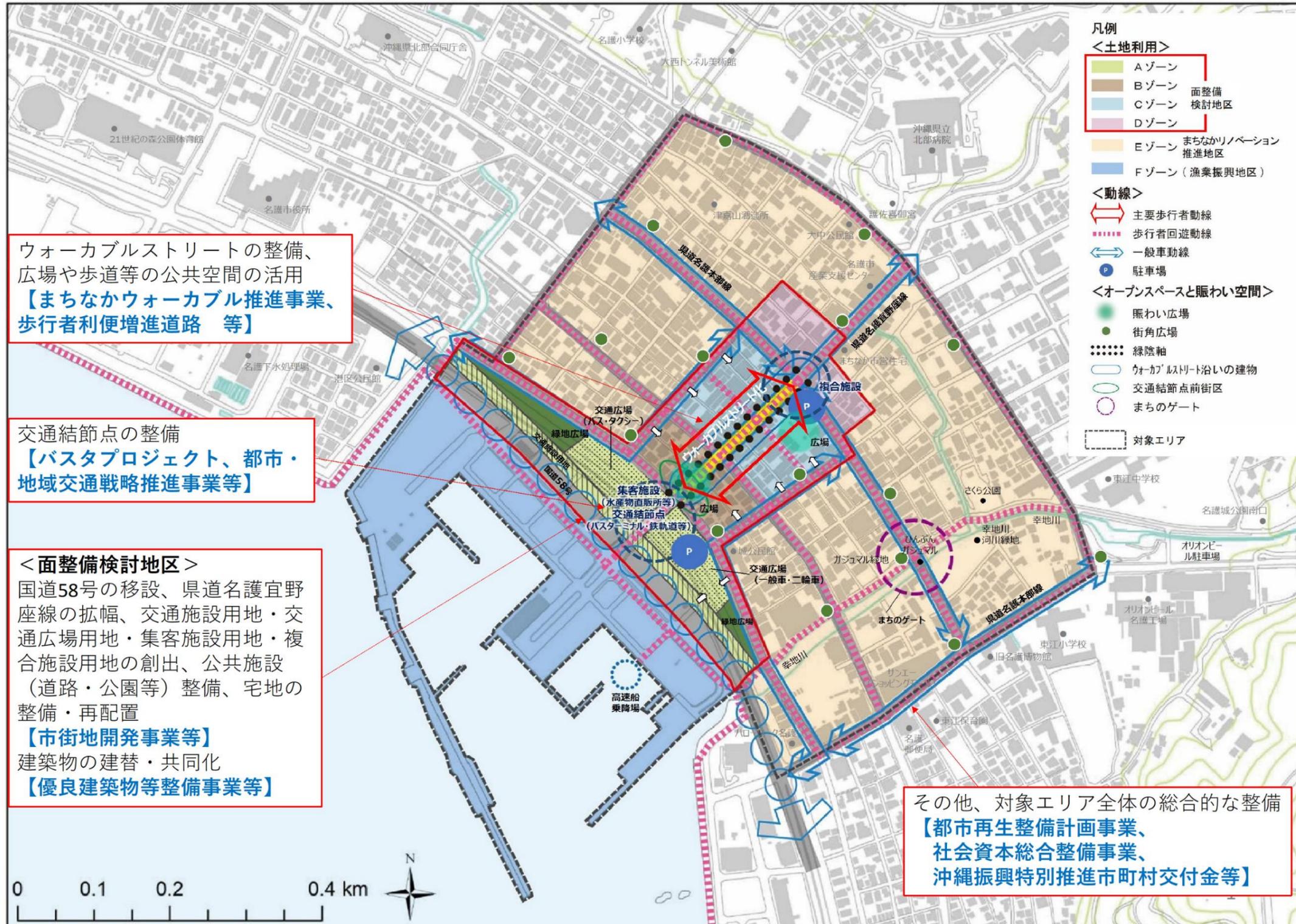


図 5-19 活用する事業手法や制度の想定

出典：国土地理院 基盤地図情報に加筆

5.7 ロードマップ

想定されるロードマップは以下のとおりです。なお、設計・施工スケジュールは案であり、導入する施設の規模等によって変わる可能性があります。

表 5-3 ロードマップ

基盤整備の方針	No.	整備内容等	主な対象ゾーン	主な事業主体	市担当課	短期					中期					長期	活用が想定される補助事業・制度		
						基本計画1年目(現年度)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降			
						令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度以降(2031~)			
(全体)	1	地区全体の計画検討、合意形成、協議等	全ゾーン	名護市	振興対策室	名護漁港・中心市街地のまちづくり検討	調査・関係機関調整 住民・地権者との合意形成										市街地開発事業 沖縄振興特別推進市町村交付金等		
	2	都市計画マスタープランの改定	全ゾーン	名護市	都市計画課	都市計画マスタープラン改定	計画期間(10年間)										改定	計画期間	
【基盤整備の方針1】 名護型MaaSの確立、利便性の向上に資する交通結節点の整備	3	交通結節点・集客施設の整備 ・総合交通ターミナルの整備 ・市内外への移動手段の充実 ・駐車場の整備 ・飲食・物産施設 ・漁業振興施設 など	A	名護市/ 沖縄県/ 国/ 民間	振興対策室		交通結節点の計画・設計等		集客施設の計画・設計等		施設整備の工事						バスタプロジェクト 都市・地域交通戦略推進事業 等		
	4	鉄軌道・駅の整備	A	沖縄県/ 国	振興対策室	鉄軌道の構想・検討											(国・県事業)		
	5	市街地コミュニティバスの導入	全ゾーン	名護市	企画政策課	実証実験	実証実験	導入											
	6	北部エリア内のバス路線及び 沖縄基幹路線の見直し	全ゾーン	名護市/ 沖縄県/ 国/民間	企画政策課	検討・調整・手続					実施								
	7	国道58号の移設	A	国※	振興対策室		国道移設の検討・設計等		国道移設の工事						※道路管理者と要調整				
【基盤整備の方針2】 中心市街地に人が賑わう 組織・仕組みづくりと老朽 化するまちの再開発	8	複合施設の整備	C	名護市/ 民間	振興対策室	複合施設の検討 (公共施設再配置の検討と連携)			複合施設の整備						都市再生整備計画事業 社会資本総合整備事業 沖縄振興特別推進市町村交付金等				
	9	沿道建築物等の再建	B・C・D	名護市/ 民間	振興対策室	沿道建築物等の再建の検討 (共同化等の検討を含む)			沿道建築物等の再建(順次)						優良建築物等整備事業 等				
	10	県道名護宜野座線の拡幅 ・ウォークアブルストリートの整備	B・C	沖縄県※	振興対策室	県道拡幅の検討・設計等			県道拡幅の工事						※道路管理者と要調整				
	11	リノベーションまちづくり、 公共空間を活用した賑わい創出	E	名護市/ 民間	振興対策室	リノベーションまちづくり、公共空間を活用した賑わい創出													
【基盤整備の方針3】 名護漁港の利活用推進と、 水産業をはじめとした 地域の農林水産業振興の 拠点形成	12	漁港区域内の施設再配置等	F	名護市/ 沖縄県/ 漁協	振興対策室	関係機関調整・合意形成	漁港施設用地等利用計画の変更、施設再配置の検討		漁港区域内の施設再配置等										
	13	高速船乗降場(浮桟橋)の整備	F	名護市	企画政策課	概略設計	設計・施工		供用開始										
	14	名護市観光情報センターの整備	F	名護市	企画政策課	設計・施工	供用開始												

5.8 計画の推進体制

PDCA サイクルや KPI の設定による次年度以降の進行管理と計画の着実な推進のため、令和 3 年度に引き続き、庁内での推進体制を構築します。計画の推進体制（案）は以下のとおりです。

- 部長会において、計画の進捗状況の点検・評価、施策の見直しに係る提案・助言、各部間の調整を行います。
- 令和 3 年度に引き続き、「名護漁港・中心市街地周辺エリアワーキングチーム」として、各担当課及び関係課の課長級職員を配置します。また、21 世紀の森公園周辺エリアと市役所庁舎及び市民会館は、それぞれ別にワーキングチームを設置し、整合を図りながら検討します。
- ワーキングチームは、実証実験等や各種取組の実施に係る、担当課・関係課間の連絡調整を行います。また、計画の見直しや、新たな取組の企画・立案を行います。
- 振興対策室が事務局となり、取組の進捗管理を行います。また、振興対策室で所管する「PPP・PFI 推進事業」と連動させ、積極的に民間との関係を図った事業手法の導入に努めていきます。
- 各担当課は、事務局、ワーキングチーム及び関係課と連携・調整を図りながら、各分野に関連する取組を推進します。
- 各課で実施する関連計画との整合を図られるような体制づくりに努めます。

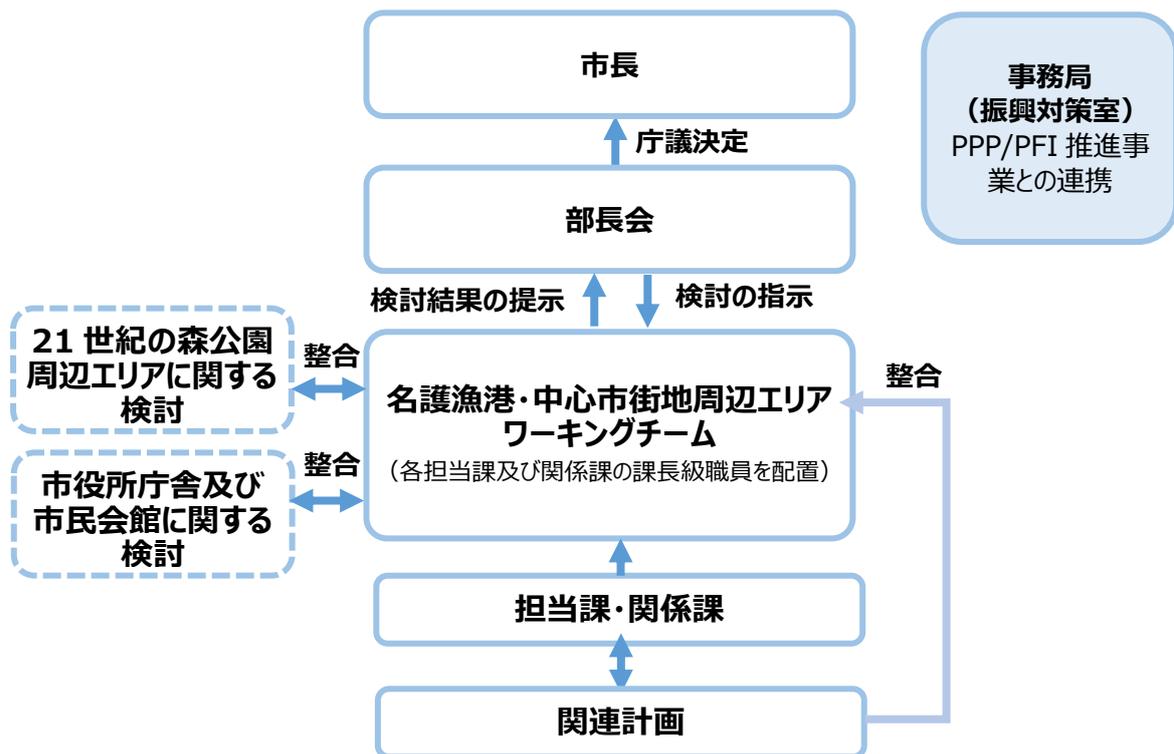


図 5-20 計画の推進体制

5.9 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、この実施計画の策定を「PLAN」として位置づけ、以下に示すPDCAサイクルで、計画の進捗状況等を点検・評価します。

なお、一部の事業については、名護市総合計画における実施計画^(※)と連携した進捗管理を行うことで、確実な事業推進につなげます。

※名護市総合計画に示された政策に基づき、計画的かつ効率的に事業を推進するため、向こう3年間に
行う事務事業内容等を明らかにしたものです。ローリング方式により毎年度見直しを行います。

<計画の策定 (PLAN) >

- 初年度においては、市の広報誌等を活用して、実施計画の内容を市民等へ周知します。
- 事業が円滑に実施できるよう、地域住民や関係機関等へ計画内容を説明し、実施に向けた調整等を行います。
- 実施計画に基づく事業の一部については、名護市総合計画における実施計画の事業として位置づけます。

<計画の実行 (DO) >

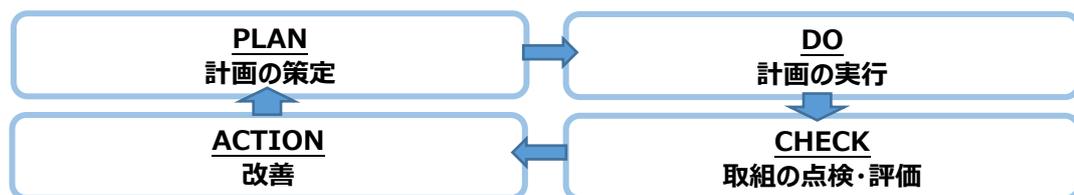
- 計画に基づき、取組を実行します。

<取組の点検・評価 (CHECK) >

- 部長会を、CHECKを行う機関として位置づけ、計画の進捗状況の点検・評価、並びに取組の見直しに係る提案・助言を行います。
- 計画に基づく取組の毎年の進捗状況については、年に1回、部長会に報告を行います。
- また、5年に1度を目安として、取組成果の総括と進捗評価を行います。
- 事務局における進捗管理として、担当課は事務局へ定期的又は必要に応じて進捗報告を行います。

<改善 (ACTION) >

- 部長会からの提案・助言を参考にして、計画の改善策を検討します。
- 計画に基づく取組の実施状況等については、市の広報誌等を活用して公表します。
- 必要に応じ、パブリックコメント等により市民意見を取り入れ、計画の改善策を検討します。



	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降
基本構想 基本計画	名護湾沿岸基本構想・基本計画										
実施計画	名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画										
総合計画に おける実施計画	毎年度見直し（ローリング方式） 以降も毎年見直し										

図 5-21 計画の進行管理

5.10 計画の目標設定

本計画の目標として、KPIを設定します。

KPIとは、重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略称であり、目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標です。

KPIは、本計画を推進した結果として得られる成果・効果を示す指標（アウトカム指標）と、ロードマップに位置づけた各種の取組の実施量や結果を示す指標（アウトプット指標）の2種類を設定していきます。これらの指標については、必要に応じて適宜追加していくことも検討します。

なお、KPIは、内閣府の地方創生ガイドラインに基づき、以下の3つの視点に留意して設定します。

視点1：「客観的な成果」を表す指標であること

視点2：事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3：「妥当な水準」の目標が定められていること

名護湾沿岸の目標

成果・効果を示す指標
(アウトカム指標)

アウトカム指標（例）

- ◆ 対象エリアの人口（人）^(※)

現状：1,672人 → 中間目標：増加 → 目標：増加

※まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略等と整合を図ることを想定

- ◆ 中心市街地のまちづくりに対する市民の評価（%）^(※)

「名護十字路周辺の中心市街地に、商業施設や業務施設、マンションなどの新しい建物が増え、歩行者も増えて賑わっている。」に対する評価として、「よくなった・ややよくなった」と回答した市民の割合

現状：23.1% → 中間目標：50% → 目標：80%

※都市計画マスタープラン等との整合を図りつつ、市民アンケート調査で把握することを想定

実施量や実施結果を示す指標
(アウトプット指標)

アウトプット指標（例）

- ◆ 公共空間を活用した賑わいづくりの取組件数（件）
- ◆ リノベーションまちづくりの実施件数（件）

計画に基づく取組

図 5-22 KPI の例